

**「つり上げ荷重5t未満のクレーン（移動式クレーンを除く）
の運転業務従事者特別教育」開催のご案内**

一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部

事業者は、標記のクレーンの運転業務に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条15号）の規定により、当該労働者に対し、安全のための特別教育（学科教育と実技教育）を実施するよう義務付けられております。

当支部では、今般、事業者の申込を受けて、事業者に代わって下記により特別教育を実施することといたしました。

つきましては、特別教育を修了していない労働者については、是非とも受講いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日時及び場所 （ 実技教育の組分けは、学科教育の当日に発表します。 ）
【学科教育】 鳥取市若葉台南1丁目17番地 （一社）鳥取県労働基準協会 2階
平成30年10月12日（金） 8：30～18：30
【実技教育】 鳥取市南栄町19番地 大鳥機工（株）
平成30年10月13日（土） または 10月14日（日）
各日の 8：00～12：00 または 13：00～17：00
- 2 受講対象者 つり上げ荷重0.5t以上5t未満のクレーン（トラッククレーン等のように不特定の場所に移動することのできる移動式クレーンを除く）の運転業務に従事しようとする者
- 3 受講料 鳥取県労働基準協会員事業場 一人 17,000円
非会員事業場 一人 19,000円
(テキスト「クレーンの運転」の代金1,645円を含む。)
- 4 日 程 10月12日（受付 8時00分～）

開催日	科 目	時 間	講 師
10月12日	【学科】 クレーンに関する知識	8:30～11:40 (3時間) (途中休憩10分)	伊東クレーン(有) 代表取締役 伊東 元孝 氏
	原動機及び電気に関する知識	11:40～15:20 (3時間) (途中休憩40分)	
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	15:20～17:30 (2時間) (途中休憩10分)	
10月12日	【学科】 関係法令	17:30～18:30 (1時間)	元労働基準監督署長 丸山 裕毅 氏

【実技】 10月13日 又は 10月14日	実技 (クレーンの運転、合図の方法)	8:00～12:00 (4時間) 又は 13:00～17:00 (4時間)	伊東クレーン(有) 代表取締役 伊東 元孝 氏
備考 10月13日、又は10月14日の実技教育は、班に分かれて午前、又は午後の半日(4時間)行ないます。 班分けは学科教育の10月12日にお知らせします。			

5 申込期限 平成30年10月4日(木)まで

6 申込方法

下記の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17)へ申し込み下さい。郵送又はFAX(0857-52-5061)による申し込みでも受付けますが、その場合、受講料は開催日の**7日前**までに現金書留か下記の銀行に振込みをお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

7 その他

(1) 「特別教育・能力向上教育等受講証」または「特別教育等受講者記録」をお持ちの事業場は、受講者に持参させ、受付の際にお渡し下さい。なお、受講者には各人修了証を交付します。



(2) 受講申込み後の取消し(欠席含む)は、開催日の**7日前**までに連絡があった場合を除き、受講料のお返しはできませんのでご了承下さい。



(3) 受講者は当協会から連絡のない限り、受講当日、直接会場にお越し下さい。

(4) 昼食は近隣に利用できる施設が少ないことを、予めご承知おきください。

(5) 当会館には約30台の駐車が可能ですが、満車の場合は右図P1、P2の駐車場をご利用ください。



(6) この「つり上げ荷重5t未満のクレーンの運転業務従事者特別教育」は、建設業については、建設事業主が行う建設労働者に対する雇用改善等の措置として「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」の対象となっており、対象受講者に係る「経費・賃金助成」を受けることができます場合があります。なお、助成金の申請に当たっては、事前(受講の3ヶ月前から1週間前)に計画届をハローワークに届け出ること、受講終了の翌日から2ヶ月以内に申請することなどの手続きが必要です。

詳細は、鳥取労働局職業安定部訓練室 (Tel 0857-88-2777) にお問い合わせ下さい。

